

報第1号

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年5月11日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	平成27年1月23日 午後4時20分頃 高山市松之木町2962番地1（東小学校駐車場内）		
	事故の概要	除雪作業中の除雪機と駐車中の車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（リアバンパー）	
	被害総額・市の過失割合	—	69,984円・100分の100	
	賠償金	—	69,984円	
	内訳	保険金	—	69,984円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成27年3月26日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成27年2月9日 午後3時50分頃 高山市上岡本町7丁目468番地（飛騨総合庁舎駐車場内）		
	事故の概要	後退した公用車と駐車中の車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（リアバンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	175,898円・100分の100	
	賠償金	—	175,898円	
	内訳	保険金	—	175,898円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成27年4月3日 地方自治法第180条第1項			